特集:食品関連中小企業の支援に向けて

第5章

食品表示を知る

──食品表示法施行をきっかけに, 攻めの食品表示へ



三海 泰良東京都中小企業診断士協会 食品業界研究会

食品表示法が昨年(平成27年)4月1日に施行されました。食品にかかわる者にとって関心が非常に高いものの、「わかりにくい」という声もよく聞きます。ここでは、食品業界に携わる者が避けては通れない食品表示について、食品業界研究会にて共有させていただいた内容を中心に、わかりやすく説明いたします。

食品表示がわかりづらい原因は、次の3つの視点で考えられます。①食品表示が複数の法律から成り立っていること、②食品にかかわる問題が発生するたびに表示ルールが改正されるため、更新知識が必要になり、追いかけていないとわからなくなってしまうこと、③各食品業界において自主的に表示ルールを定めているため、各々の食品表示ルールを同時に見ることで、複雑に見えてしまうこと。これらが重なり合い、一見してよりわかりづらいものとなります。

1. 食品表示法の制定

食品表示法の目的は、「消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務づけの目的を統一・拡大」と消費者視点に立ったものになっています。これまでの「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」の表示に関係する規定を統合した法律ですので、突然表示のルールが大きく変わることはありません。

一方で、これまでの表示ルールがわかって

いないと、新たな変更部分がどこなのかを理解をすることが難しく、混乱してしまいます。

【現行の目的】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS 法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進 【新制度の目的】
- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品 選択の機会の確保

これまでの食品表示のルールは、それぞれ の所轄官庁が決めていましたので、縦割り行 政の弊害が言われていました。下記に、主な 法律と所轄官庁を列記しますが、中小企業な らずとも法改正まで追って対応するのは、非 常に難しいことがわかるかと思います。

・食品安全基本法:内閣府・消費者庁

・JAS 法:消費者庁・農林水産省

・食品衛生法:消費者庁・厚生労働省

・健康増進法:消費者庁・厚生労働省

・景品表示法:公正取引委員会

·計量法:経済産業省

・ 酒税法: 国税庁

・ 牛肉トレーサビリティ法:農林水産省

・米トレーサビリティ法:農林水産省

·不正競争防止法:経済産業省

2. 法律を分けて、わかりやすく

ここでは、法律別に分けてみます。食品表示への理解を混乱させる原因は、複数の法律により表示が義務づけられているために、すべてを網羅することが難しく、漏らしてしまう可能性があるためです。

(1) 食品安全基本法:内閣府・消費者庁

国民の健康保護がもっとも重要であること などを明らかにし、リスク分析手法を導入し ています。消費者保護の必要があれば、各省 (厚生労働省、農林水産省)に対して施策の 勧告を行います。

(2) JAS 法:消費者庁・農林水産省

正しくは「農林物資の規格化等に関する法律」です。目的は、商品品質の維持と消費者の商品選択のためです。本来は、戦後の混乱による物資不足や模造品による健康被害を防ぐために「JAS 規格」を定めたものです。

昭和45年には、JAS 規格のある品目について表示の基準(品質表示基準制度)を定めることにより、消費者が商品を購入するときに役立つよう改正されました。また平成11年には、消費者に販売されるすべての食品に、表示が義務づけられるようになりました。

(3) 食品衛生法:消費者庁・厚生労働省

飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、 もって国民の健康の保護を図ることを目的と しています。主な表示項目として、「食品添 加物・アレルギー物質の表示・遺伝子組換え 食品の表示」があります。

(4) その他の法律

①健康増進法:消費者庁・厚生労働省

その名のとおり、「国民の健康増進を図る」 ために設けられた法律です。保健機能食品 (特定保健食品・栄養機能食品)の表示ルー ルを示しています。

②景品表示法:公正取引委員会

独占禁止法の特例法で「不公平な取引を取り締まり、公正な競争を確保」することを目的としています。

③計量法:経済産業省

計量の基準を定めた法律です。内容量の表記、表記した事業者名や住所の記載を示しています。

④洒税法:国税庁

国税庁所管の法律です。ビールや日本酒, ウイスキーなどの酒類の表示ルールを示して います。

⑤牛肉トレーサビリティ法:農林水産省

国内で生産されているすべての牛に10桁の 個体識別番号を付けて、情報管理をするシス テムです。

⑥米トレーサビリティ法:農林水産省

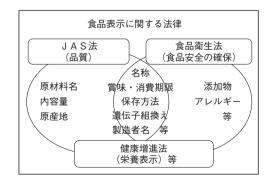
平成22年4月1日に施行されました。米の 原産地などの情報伝達が義務化されましたの で、外食店で「当店は国産米を使用していま す」と表記しているのは、この法律により義 務づけられているためです。

⑦不正競争防止法:経済産業省

事業者間の公正な競争や,これに関し,国際約束の的確な実施を確保するためのものです。

⑧各種公正規約:消費者庁・公正取引委員会

業界ごとに公正取引協議会が、消費者庁・公正取引委員会により認定され、公正規約を 定めています。たとえば、全国食肉公正取引 協議会では、「食肉の表示に関する公正競争 規約」を設定し、食肉の「部位名表示」など



の表示ルールを設定しています。

(5) 食品表示の基本ルール

①食品表示は. 原料の多い順に書く

食品にかかわる者ならば常識かもしれませんが、食品表示は原材料の配合比の多い順に 書きます。意外と知らない消費者の方も多い ようです。

②食品添加物は、原材料の後に書く

カロリーオフの清涼飲料水などで見られますが、原材料が食品添加物だけの場合があります。しかし、製造技術の進歩や表示ルールの変更により、原材料的に使用している食品添加物もあります。

食品添加物のほうが全体の配合比が高いにもかかわらず、表示ルールに従って原材料より後に書くことになりますが、違和感もありますね。

③もっとも大事なアレルゲン表示

アレルゲン表示は、間違うと命を落とす危 険性もあるため、もっとも重要と考えられて います。対応を1つ間違えれば、商品の回収 はもちろんのこと、納品先の信用を失い、場 合によっては取引停止にもなりかねません。

3. 新基準への主な変更・11のポイント

(1) 加工食品と生鮮食品の区分の統一

JAS 法の考え方に基づく区分に統一・整理されます。

(2) 製造所固有記号の仕様に関するルールの 改善

製造所固有記号は、原則として表示できなくなります。同一の製品を2ヵ所以上の工場で製造する場合に限り、利用可能となります。

(3) アレルギー表示に係るルールの改善

特定加工食品,及びその拡大表記を廃止することによって,より広範囲の原材料について,アレルゲンを含む旨の表示を義務づけました。

(4) 栄養成分表示の義務化

原則として、すべての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示が義務づけられました。エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(ナトリウムは「食塩相当量」で表示)、が該当します。

(5) 栄養強調表示に係るルールの改善

相対表示で記載します。低減された旨の表示をする場合(熱量,脂質,飽和脂肪酸,コレステロール,糖類及びナトリウム),及び強化された旨の表示をする場合(たんぱく質及び食物繊維)には、基準値以上の絶対差に加えて、新たに25%以上の相対差が必要となります。

(6) 栄養機能食品に係るルールの変更

- ①対象成分の追加
- ②対象食品の範囲の変更。鶏卵以外の生鮮食品についても、栄養機能食品の基準の適用対象とします。
- ③表示事項の追加・変更

(7) 原材料名表示等に係るルールの変更

- ①パン類,食用植物油脂,ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料,風味調味料について,他の加工食品と同様に,原材料又は添加物を区分し,それぞれに占める重量の割合の高いものから順に表示します。
- ②複合原材料表示について
- ③プレスハム,混合プレスハムに関しての表示等

(8) 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善

- ①一般消費者向けの添加物には、新たに「内容量」・「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示します。
- ②業務用の添加物においては、新たに「表示 責任者の氏名又は名称及び住所」を表示し ます。

(9) 通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定

- ①安全性確保の観点から,指導ではなく表示 義務を課すべき表示ルール (フグ食中毒対 策の表示及びボツリヌス食中毒対策の表示)
- ②基準にまとめて規定すべき表示ルール

(10) 表示レイアウトの改善

- ①表示可能面積の省略不可について
- ②表示責任者を表示しなくてもよい場合, 「製造所又は加工所の所在地」・「製造者」 又は「加工者の氏名又は名称」も省略不可
- ③原材料と添加物は区分を明確に表示

(11) 経過措置期間

経過措置期間は、加工食品及び添加物のすべての表示について5年、生鮮食品の表示について1年6ヵ月とする。

4. 食品表示作成のための情報の取り方

(1) 情報は取りに行く

食品表示は、実態に合わせてたびたび変更されますので、常に情報の更新が必要です。 自社の表示について「いつまでに、何を、どのように」修正していくかは、法改正に合わせてスケジューリングをして進める必要があります。

(2) 業界の法律は業界に

前述のとおり、所属している業界によって 公正規約を定めています。自社商品が公正規 約に定める商品であるならば、漏れがないよ うに各業界団体からの情報提供がありますの で、確認に努めます。

(3) 迷ったらここに聞く

迷ったら、まずは地元の保健所に聞いてください。食品表示にかかわる内容は広範囲にわたり、間違いや漏れが発生する可能性が高くなります。消費者庁の問い合わせ窓口や農政局にも対応いただけますが、最終的には地

元保健所に確認することをお勧めしています。

5. 食品表示検定を通じて体系立てる

食品表示にかかわる検定があります。大きくは、「食品表示検定」、「食品表示管理士検定」の2つです。どちらも体系立てて、食品表示について学ぶことができます。

6. 食品表示のこれから

今回施行された食品表示法では、「アレルギーを持つ子どもが、表示を見て何が入っているかを理解できるようにしたい」と考えられています。こういったユニバーサルデザインの観点から考えることで、誰が見てもわかりやすい表示にすることができます。今後も、さらにわかりやすい表示が求められ、上記の観点で法改正がされていくものと考えられますので、継続した情報更新が必要です。

〈参考文献〉

- ・一般社団法人新日本スーパーマーケット協会監修 武末高裕著.『いのちを守る食品表示一食品表示管 理士検定公式テキスト―基礎編:食品表示の読み 方』. 中央法規出版
- ・一般社団法人新日本スーパーマーケット協会監修. 山口廣治著. 『いのちを守る食品表示一食品表示管 理士検定公式テキスト―応用編:アレルギー表示 と食品添加物』. 中央法規出版
- ・「いのちを守る食品表示別冊―食品表示法解説2015 ―旧基準と新基準における表示ポイントを学ぶ」. 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
- ・消費者庁.「食品表示法の概要」. 2013年6月 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130621_gaiyo.pdf

三海 泰良

(さんかい やすよし)

全国農業協同組合連合会に入会し、主に 畜産物の産地・商品開発からセールス&マーケティングに従事。JA全農グループ診断士会会長として、異業種企業交流 や農業診断を精力的に行う。中小企業診



断士、MBA、経済産業省イノベーター育成プログラム「始動 Next Innovator」 1 期生、お肉博士(お肉検定 1 級)。 E-mail y.sankai@gmail.com